

職場からの運動で 増員・処遇改善・60歳以降の 働き方など 諸要求実現を！！



NO. 318
2019. 1. 8

発行
国土交通省管理職ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 中央合同庁舎2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.ne.jp
ホームページ
http://www.k-union.network/



▲御嶽山登頂を目指す上原委員長

国土交通省管理職ユニオンが結成された21回目の正月を迎えるわけですが、1回目のお正月は新年の挨拶がありませんでした。2回目のお正月からの挨拶となり、その最初の新年の挨拶には、結成時の目的であ

新年を迎え、国土交通省管理職ユニオンを代表して一言ご挨拶を申し上げます。

であります。

- ①組合員の切実な要求解決に忠実であること。
- ②組合員以外の役員・管理職員の利益も同じように重視すること。
- ③役付け管理職員の要求を前進させること及び、圧倒的多数の職員の利益と結びつけること。
- ④建設省職員の要求前進を、建設行政の改善に役立て、国民の利益と結びつけること。

る運動の4原点についてふれられています。4原点とは、

管理職ユニオンが結成以来、隔年で取り組んでいる「管理職等アンケート」は、昨年は1500名余りから回答を頂きました。職場実

このような状況にも係わらず、国土交通省の2018年度の定員査定結果は、国交省全体で75名の減にとどまりましたが、地方整備局では217名の減と海上保安庁など他組織の減員も請け負った大幅な定削減が国土交通省当局により続けられています。

国土交通省の職場では、昨年6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨による災害、9月の台風21号による関西空港などの高潮被害、9月の北海道胆振(いぶり)東部地震など災害が全国で頻発し、その対応と被災後の復旧対応において、私たちが管理職員は、管理職手当とわずかな手当(休日の管理職特別勤務手当と平日の深夜勤務手当)のみで、「働かせ放題」の過密労働となっています。

国民の利益と結びつく、地方整備局・国土地理院の増員を！



【国土交通省の定員要求と決定数の変化】 地整には港湾含む

年度	増員要求			決定			地整
	要求総数	定員合理化数	差し引き	新規増員数	定員合理化数	差し引き	
2016(28)	1,555	1,284	271	1,047	1,289	-242	-219
2017(29)	1,552	1,229	323	1,036	1,230	-194	-229
2018(30)	1,728	1,274	454	1,215	1,290	-75	-217
2018(31)	1,651	1,247	404	1,287	1,255	32	?

態で何を改善すべきかの問いでは、「最大の問題は職員が少ないこと。増員をして欲しい」との回答が最も多く増員が切実な要求となっています。



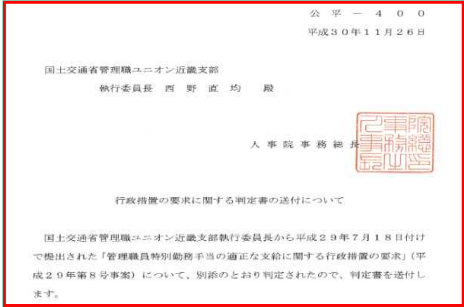
【全国係長等空きポスト実態】

	事務所(本院)	出張所(地測)	専門員など	合計
2018年度	368	498	128	994
2017年度	284	449	57	790
2016年度	227	273	114	614
2015年度	138	175	108	421
2014年度	81	91	81	253

【全国「一人出張所」実態】2018年度

	道路	河川	砂防	ダム	海岸	合計
東北	0	0	0	0	0	0
北陸	2	3	5	0	1	11
関東	0	0	0	0	0	0
中部	4	0	3	0	2	15
近畿	0	2	1	0	0	3
中国	0	7	0	1	0	8
四国	0	2	0	0	0	2
九州	0	0	0	0	0	0
合計	6	14	15	1	3	39

このことに対し官房長は見で藤田官房長は、「事務所・出張所の組織は重要な第一線の組織であり、今後ともその役割を果たしていかねばならない。厳しい



「管理職特勤不支給問題」行政処置請求 全面勝利！

人事院が支給の対象と判定

昨年末には、うれしいニュースがありました。ユニオンの運動により人事院は、平成27年1月に管理職特別勤務手当（管理職特勤）について「時間と場所は問わない」とする第三課長通知を發出していたにもかかわらず、当局が在宅勤務を理由に、不支給として

いた北陸と近畿の事案に対して行政処置請求を提出していましたが、近畿の事案について、昨年の11月に人事院より「支給対象に該当すると認められる」との判定が出されました。

管理職特勤について当局は、事務所から本局、本省に協議することとし、不当な締め付けを行っていませんが、今回の判定により当局の判断の誤りが明らかとなりました。

管理職等アンケートの結果では、管理職特勤を請求していない管理職員も多く見つけられますが、迷わずに請求することが重要です。

今回の判定は、管理職の苦勞がむくわれ、組合員の要求はもとより、職場の全ての管理職員の利益に結びつくものと受け止めています。

定年延長に関する緊急署名を 取り組みます！

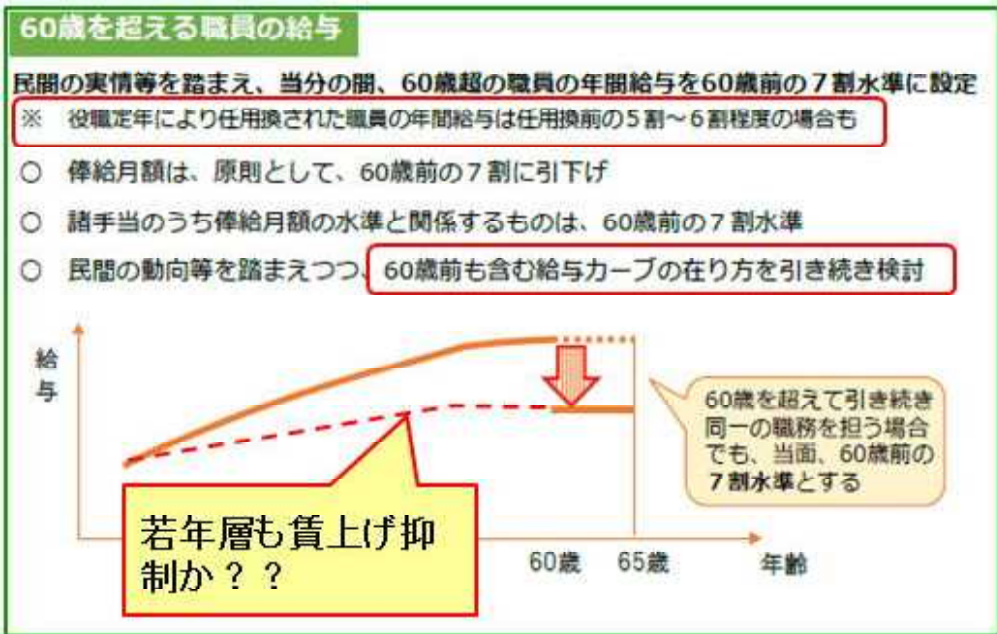
政府の要請を受け、人事院は昨年の8月に定年延長に関する「意見の申出」を出しました。

定年延長は雇用と年金の接続を確実に図ることが目的で、2018年度「骨太の方針」では「意欲ある高齢者に働く場を準備する」とは、働きたいと考える高

齢者の希望をかなえるためにも、人口減少の中で潜在成長力を引き上げるためにも、官民挙げて取り組まなければならない国家的課題である」とされています。

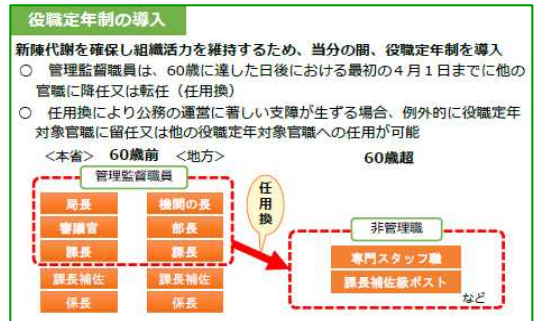
しかし、「意見の申出」では、「60歳を超える職員の間給与については、

60歳前の7割水準に設定、役職定年により任用された職員の間給与は任用換前の5割から6割程度となります。さらに「役職定年」制についても、2011年の「意見の申出」で、役職定年制



このような人事院の「意見の申出」では、管理職員の60歳以降の働き方に意欲を欠くこととなります。

また、昨年の臨時国会では、人事院総裁と給与局長が「根拠とした賃金センサスには再雇用も含まない」と「定年を引き上げた事業所のうち減額なしの事業所は課長級62.5%、非管理職67.7%となっており」現在定年が60歳を超える事業所は全体の13%程度であり、そのみの水準で設定するのはふさわしくない」と回答するなど問題点が明らかとなっています。



管理職ユニオンは60歳以降の働き方については、本人の希望を最大限尊重した多様な働き方があってほしいと願っています。早ければ定年延長の関連法案は今年の通常国会で提出される見込みで、定年延長の制度設計についての緊急署名を取り組めます。職場の仲間の皆様のご協力をお願いいたします。

2019年は職場の仲間の皆さんと諸要求実現の頂を目指し奮闘して参ります。

職場の皆さん国交省管理職ユニオンの運動に、今後とも暖かいご支援、ご協力をお願いし、2019年の年頭に当たってのごあいさつとさせていただきます。

管理職員の皆さん！

ユニオンに加入し 職場の要求実現 に向けて共に 頑張りましょう！

国土交通省
管理職ユニオン
中央執行委員長
上原 秀樹